

農林漁業信用基金の林業等資金暫定業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令の廃止等に関する省令

(農林漁業信用基金の林業等資金暫定業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令の廃止)

第一条 農林漁業信用基金の林業等資金暫定業務に関する業務方法書の記載事項を定める省令(昭和六十二年農林水産省令第二十九号)は、廃止する。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則の一部改正)

第二条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則(平成五年農林水産省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

附則

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

国土交通省令第九十五号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十六号)第四十条(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第四十二条(同法第九十九条において準用する場合を含む)及び第四十四条、道路運送法第二十八条第一項、貨物自動車運送事業法第十七条並びに自動車登録令第七条の二の規定に基づき、並びに道路運送車両法を実施するため、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年九月二十六日

国土交通大臣 石原 伸晃

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 「セミトラレーラ」とは、前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。

第一条第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第一条第一項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 削除

十二 削除

第一条第一項第十三号の五及び第十八号を削る。

第二条第一項中「次に掲げる状態」を「告示で定める方法により測定した場合」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「それぞれ次に掲げる状態」を「告示で定める方法により測定した場合」に改め、同項各号を削る。

第三条中「確保できるように地面との間に適当な間隙を有しななければならない」を「確保できるものとして、地面との間に告示で定める間隙を有しななければならない」に改める。

第五条中「その安定性について、左の」を「安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し告示で定める」に改め、同条各号を削る。

第七条を次のように改める。

(接地区及び接地圧)

第七条 自動車の走行装置の接地区及び接地圧は、道路を破損するおそれのないものとして、告示で定める基準に適合しななければならない。

第八条第一項中「耐える構造及び性能を有しななければならない」を「耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ」に改め、同条第五項中「次の基準」を「自動車九十キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準」に改め、同項各号を削る。

第十条第一項中「左の装置は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ五百ミリメートル以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できる」を「次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合する」に改め、同項第二号中「クラッチ」を「クラッチ」に改め、同項第三号中「窓拭器」を「窓ふき器」に改め、「デフロスタ」の下に「(前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項から第四項までを削る。

第十二条第一項中「自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る」を

「自動車は、確実に安全に減速及び停止を行うことができる、かつ、平坦な舗装路面等で確実に、当該自動車を停止状態に保持できるものとして、」に改め、同条第二項中「主制動装置」の下に「(走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。)」を加える。

第十八条の二第二項中「後面には」の下に「、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして」を加える。

第二十二條第一項中「座席は」の下に「、安全に着席できるものとして」を加え、同条第二項中「除く」は「の下に」に、安全に着席できるものとして」を加え、同条第三項中「衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る性能に関し」を「当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、構造等に関し」に、「次に」を「次の各号」に改め、同条第四項中「衝突等による衝撃を受けた場合における当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し」を「当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し」に改める。

第二十二條の四中「追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し」を「他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのないものとして、構造等に関し」に改める。

第二十九條第一項中「前面ガラス」は「の下に」を「告示で定める基準に適合する」を加え、「少ない」を「少ないものとして告示で定める」に改め、同条第二項中「被けん引自動車」を「被けん引自動車」に、「次の」を「損傷した場合において、容易に貫通されないのである」として、強度等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「被けん引自動車を除く」を「(被けん引自動車を除く。)」に、「(運転者席より後方の部分を除く。)」を「(告示で定める部分を

除く。)」に、「次の」を「運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「又は塗装され」を「塗装され、又は刻印され」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 削除

六 前各号に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの

第三十二條第二項中「走行用前照灯は」の下に「、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして」を加え、同条第五項中「すれ違い用前照灯は」の下に「、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加え、同条第九項中「レンズ面の」の下に「外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして」を加える。

第三十三條第二項中「前部霧灯は」の下に「、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十三條の二第二項中「側方照射灯は」の下に「、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十四條第二項中「車幅灯は」の下に「、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十四條の二第二項中「前部上側端灯は」の下に「、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十五條第二項中「前部反射器は」の下に「、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして」を加える。